

アイ・エス・ビー 定款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社アイ・エス・ビーと称し、英文では、I S B C O R P O R A T I O Nと表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、保守
2. コンピュータに関する技術要員の援助
3. 電子計算センターの設立、運営に関するコンサルティングおよび設立後の運営ならびにハウジング（顧客のコンピュータ、通信機器等を預かる業務）およびハウジング機器の運用管理業務
4. コンピュータ、その周辺機器、通信機器等の各種電子機器およびその部品の設計、開発、製造、販売および保守ならびに輸出入
5. 労働者派遣事業
6. コンピュータ要員の教育、訓練およびコンサルティング
7. インターネットなどの通信ネットワークを利用したデジタルコンテンツ（音楽、映像、文字等）の配信およびその技術の開発、販売、運用、保守およびコンサルティング
8. 通信機器および通信伝送方式に関する検証・認証支援
9. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（株主総会の議事録）

株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

第20条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第21条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第22条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

る。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第31条（取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第36条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 37 条 （報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 38 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 39 条 （期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 40 条 （中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 41 条 （期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条 （効力発生）

定款第 3 条（本店の所在地）の変更は、2025 年 5 月 7 日をもって効力を生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。